

令和2年第6回 阿賀野市教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年6月24日(水) 午後3時05分開会
- 2 開催場所 阿賀野市笹神支所 4階 委員会室1
- 3 出席者 教育長 神田 武司
 教育長職務代理者 渡邊 栄二
 教育委員 瀧澤 圭子、酒井 里佳子、中野 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 議案説明のために出席した者の職・氏名
 学校教育課 課長 長谷川 政喜
 管理指導主事 磯部 裕之
 生涯学習課 課長補佐 清野 武
- 6 会 期 1日間
- 7 会議書記 学校教育課 課長補佐 陸 俊弘
- 8 会議に付すべき事件

日程	議案番号	議 案 名
1		会議録署名委員の指名
2		令和2年第5回教育委員会定例会会議録の承認
3		業務報告
4	報告第13号	共催・後援の承諾について
	報告第14号	阿賀野市奨学貸付基金条例の一部改正について
	報告第15号	阿賀野市奨学貸付基金貸付規則の一部改正について
	報告第16号	教職員の年次有給休暇又は夏季休暇の優先取得日について
	報告第17号	要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
5	議案第24号	阿賀野市視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止について
6	議案第25号	阿賀野市就学援助要綱の一部改正について
7	議案第26号	阿賀野市小中学校ICT活用計画・達成状況を踏まえたフォローアップ計画の策定について
8	その他	1 今後の日程
		2 事務連絡等

午後3時05分 開会

長谷川課長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和2年第6回阿賀野市教育委員会定例会」を開催いたします。

神田教育長、よろしくお願いいたします。

神田教育長

はい。1日、学校訪問、大変ありがとうございました。お疲れのところですが、引き続き定例会の方、開催いたします。

それでは、これより令和2年第6回阿賀野市教育委員会定例会を開会いたします。

令和2年第6回定例会は、6月24日水曜日、午後3時05分開会。会場は阿賀野市笹神支所4階委員会室1です。

本日は全員出席で、欠席の委員はおりません。

本日、議案説明のために出席する者は、学校教育課から長谷川課長・磯部管理指導主事、生涯学習課から清野課長補佐が出席いたします。

会議書記は、学校教育課の陸課長補佐です。

本日の議事は、議事日程のとおりです。議事は番号順に進める予定ですが、時間等の都合で順序の変更が必要となりましたら、進行の中で対応いたします。

会期は、本日1日でよろしいでしょうか。
(全員異議なし)

ご異議なしと認め、本日1日の会期といたします。

令和2年第6回教育委員会定例会の会議録署名委員は、中野委員を指名いたします。

日程第2、令和2年第5回教育委員会定例会会議録の承認について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

令和2年第5回教育委員会定例会会議録につきまして、お気付きの点などがございましたらお願いいたします。

神田教育長

会議録については、よろしいでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、令和2年第5回教育委員会定例会会議録は、承認されました。

次に、日程第3、業務報告に移ります。

最初に、私の方から報告させていただき、次に、学校教育課長、生涯学習課長補佐、管理指導主事の順で報告をいたします。

教育長の業務について、資料に基づき報告。

- 定例記者会見
 - 5月27日（水）／市役所
 - ・第3回市議会定例会について
- 中学校部活動・屋内体育施設の再開
 - 6月1日（月）
 - 休止していた中学校部活動を再開しました。感染予防を徹底し、段階的に時間や練習量を増やしていくようにしました。小中学校体育館やトレーニングルームなど屋内体育施設も再開しました。
- 第3回校園長会
 - 6月2日（火）／笹神支所
 - 第2波の感染拡大に備え、今から少しずつICTを活用した授業の準備を進めておくようお願いしました。すでに動画を配信したり、オンライン会議システムを使って全校朝会をしたりする学校もあります。
 - 3月からの臨時休業により、市内の学校で欠課となった時間数は約160時間でした。いろいろな工夫をして指導時間を生み出し、学習内容を次年度へ繰り越すことのないよう、効率的で効果的な指導をお願いしました。
 - 今後、学校行事等の実施について、各校が判断するときは、「新しい生活様式」に沿った対策が可能か、保護者の理解が得られるのかを大切にすよう指導しました。
- 第3回市議会定例会
 - 6月5日（金）～17日（水）／市役所
- 夏季休業の短縮を通知
 - 6月5日（金）
 - 夏季休業を8月1日（土）から8月23日（日）までに短縮する通知を发出了しました。
- 総務文教常任委員会
 - 6月11日（木）／市役所
 - 令和元年度文科省問題行動調査から見た阿賀野市児童生徒の概況を報告しました。
- 心の書写大会～郷土の神社が伝えてきた心～（主催：郷土を元気にする会）
 - 6月13日（土）／水原公民館
- 青少年育成センター指導員連絡会
 - 6月16日（火）／ふれあい会館
- 中学校部活動実施上の留意事項を通知
 - 6月18日（木）
 - 中学校部活動の県内における対外試合・各種大会・コンクール等への参加や、密集する活動・近距離で接触したり組み合わせたりする運動・活動を許可する通知を发出了しました。
- 職員互助会評議員会
 - 6月19日（金）／市役所
- 生活指導サポート委員会総会
 - 6月23日（火）／笹神支所
- 教育委員学校訪問
 - 6月24日（水）／水原小学校、白鳥ルーム、水原中学校
- 第6回教育委員会定例会
 - 6月24日（水）／笹神支所

長谷川課長

学校教育課の業務について、資料に基づき報告。

- 第3回校園長会
 - 6月2日（火）／笹神支所

長谷川課長

- 第3回市議会定例会
6月5日(金)～17日(水) / 市役所
- GIGAスクール構想に関する文部科学省との意見交換会(Web会議)
6月5日(金) / 市役所
- 総務文教常任委員会
6月11日(木) / 市役所
- 第1回子ども・子育て会議
6月17日(水) / 市役所
- 行政改革推進計画(実施計画)策定作業に係る担当部署協議会
6月22日(月) / 市役所
- 英語塾再開
6月22日(月)～9月28日(月) / 水原公民館(以降:各会場)
- 生活指導サポート委員会総会
6月23日(火) / 笹神支所
- 教育委員学校訪問
6月24日(水) / 水原小学校、白鳥ルーム、水原中学校
- 第6回教育委員会定例会
6月24日(水) / 笹神支所

清野課長
補佐

生涯学習課の業務について、資料に基づき報告。

- 第3回市議会定例会
6月5日(金)～17日(水) / 市役所
- 社会厚生常任委員会
6月12日(金) / 市役所
- 放課後スクール講師・事務局打合せ会(講師20人・3分割開催)
6月12日(金) / 笹神保健センター
- 温故塾講師・事務局打合せ会(講師16人・3分割開催)
6月13日(土) / 笹神保健センター
- 青少年育成センター指導員連絡会(指導員33人)
6月16日(火) / ふれあい会館
- 文化祭地区代表者会議(文化協会役員12人)
6月17日(水) / 安田交流センター
- さわらび学級開講式(学級生29人)
6月18日(木) / ふれあい会館
- 放課後スクール開講
6月19日(金)～7月17日(金) / 安田交流センター(以降:各会場)
- 温故塾開講
6月20日(土)～8月1日(土)
/ 安田交流センター、市立図書館、水原公民館
- 寿学級開講式(学級生34人)
6月22日(月) / 保健福祉センター京和荘

磯部管理
指導主事

管理指導主事の業務について、次の内容を報告。

[5月23日(土)～6月23日(火)]

- 児童生徒の事故報告
 - ・交通事故3件(小学校1件・中学校2件)
 - ・非行1件(小学校)金銭授受
 - ・不審者1件(小学校)声掛け
 - ・熱中症1件(中学校)

- 教職員の事故報告
 - ・交通事故1件 急な進路変更

神田教育長 はい。ただ今の業務報告について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

ないようでございますので、次に、日程第4、報告第13号 共催・後援の承諾について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 それでは、報告第13号 共催・後援の承諾につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、共催が1件、後援が2件でございます。

それでは、学校教育課が所管します案件について、ご説明申し上げます。

議案書に基づき説明。

- 一日館長 お笑い芸人・高橋なんぐと新潟水俣病を学ぼう！（後援）
新潟県福祉保健部生活衛生課（環境と人間のふれあい館） 課長 吉岡 丹
8月1日（土）・8日（土）／環境と人間のふれあい館（新潟市北区）

清野課長 続きまして、生涯学習課の案件について、ご説明申し上げます。
補佐

議案書に基づき説明。

- 郷土を元気にする会（後援）
郷土を元気にする会 土佐 信一
6月13日（土）／水原公民館
- はつらつ体験塾 日帰りミニキャンプ in 五頭（共催）
新潟県少年自然の家 所長 名古 善晃
8月23日（日）／五頭連峰少年自然の家

神田教育長 はい。後援が2件、共催が1件ということでありました。

ただ今、説明のありました共催・後援の承諾について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

ないようでございますので、次に、報告第14号 阿賀野市奨学貸付基金条例の一部改正について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 それでは、報告第14号 阿賀野市奨学貸付基金条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、6月1日から奨学金の一時貸付等を行うため、5月23日に市長が専決処分をしたもので、6月の第3回市議会定例会で専決処分の承認について議決されたものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、支援が必要になりました学生及び阿賀野市奨学金貸付制度を利用している学生を対象といたしまして、奨学金の追加貸付を行うこととするため、改正したものでございます。以上でございます。

神田教育長 はい。ただ今、説明のありました阿賀野市奨学貸付基金条例の一部改正について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

先般の6月議会で諮られて、承認されたものであります。新型コロナウイルス対策として奨学金を貸し付ける、貸し付けるためには、条例改正をしないとできないとのことで、条例改正をしたものでございます。

それでは、ないようでございますので、次に、報告第15号 阿賀野市奨学貸付基金貸付規則の一部改正について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 それでは、報告第15号 阿賀野市奨学貸付基金貸付規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、先ほど報告させていただきました阿賀野市奨学貸付基金条例の一部改正と同様に、6月1日から奨学金の一時貸付等を行うため、6月1日付けで公布したものでございます。

内容といたしましては、学生が感染症又は災害等の影響で就学が困難な場合、高校生に10万円、大学生等に20万円又は30万円を貸し付けすることができることとしたものであります。以上でございます。

神田教育長 はい。先ほどの条例で「市長が別に定める」と規定してございますので、これが別に定める中身であります。これをもって、貸し付けを希望する人には、この金額を貸し付けることができるようになったということでございます。

それでは、ただ今、説明のありました阿賀野市奨学貸付基金貸付規則の一部改正について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

ないようでございますので、次に、報告第16号 教職員の年次有給休暇又は夏季休暇の優先取得日について、事務局お願いいたします。

磯部管理指導主事 報告第16号 教職員の年次有給休暇又は夏季休暇の優先取得日につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、教職員の多忙化解消を推進するため、年次有給休暇や夏季休暇の優先取得日を設定するものでございます。

令和2年度の優先取得日につきましては、8月7日(金)から14日(金)までの8日間、そして、冬につきましては、12月28日(月)から1月4日(月)までの8日間、この期間には、市教育委員会として研修会・会議を行わないことしております。

その他としまして、対象は校長を含む全教職員とし、この期間には、いずれの教育活動も行わないこと、そして、家庭からの緊急連絡や校舎施設の異常については、教育委員会での確に対応すること、最後に校舎等巡視業務につきましては、通常の閉庁日と同様に施設管理委託業者によって行うということで、1月9日付けで各小中学校の校長に連絡しているものでございます。以上です。

神田教育長 ただ今、説明のありました教職員の年次有給休暇又は夏季休暇の優先取得日について、ご質問等ございますでしょうか。

(全員なし)

休みを取りやすくする、みんなで休みましょうと捉えていただければ結構です。これをやるようになって3年目になりますでしょうか。そういう取り組みでございます。

それでは、ないようでございますので、次に、報告第17号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 報告第17号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等につきまして、ご説明申し上げます。

阿賀野市では、保護者の経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な場合に、就学援助費として必要な援助を行っております。

この案件につきましては、児童生徒の保護者から申請していただき、審査の結果、就学援助費の支給対象として、要保護者又は準要保護者を認定するものであります。

内容をご説明申し上げます。本日配布させていただきました資料をご覧ください。ようお願いします。上の1枚は認定状況の一覧表、あと2種類ございますが、要回収となっております具体的な認定者の一覧でございます。

それでは、認定状況の一覧表をご覧ください。一覧表の中で6月認定の欄をご覧ください。ようお願いします。

一番上部に461の数値がございますが、こちらは市全体で461人の方から申請があったということでございます。そのうち、その下の欄、一番左を見ていただきますと、aからdまで、それぞれの認定要件がございますが、それぞれ認定要件に合致いたしまして、このたび認定となったものがfの6月認定の欄の373人でございます。

また、数値が入っている欄の下から2行目、否認定者数66という数値がございますが、これにつきましては否認定者で、認定できなかった方の数値でございます。内容につきましては、保護者の方の承諾を得て、税務資料を確認したところ、ある程度の収入があったということが確認できました。よって、要保護・準要保護には認定されないということで、このたび却下された人数でございます。

その下でございますが、認定保留者として22という数値がございます。これにつきましては、税の申告をしていない保護者や、阿賀野市で調べることができない、要するに市外から転入された世帯の方で、この方々に関しましては、あらためて申告をお願いしたり、前住所地から所得証明書をもらってきてくださいということをお願いしたりしてございます。今後、これらの皆さまにつきましては、提出していただきました資料に基づきまして審査をし、認定された皆さまにつきましては、次の7月定例会で報告をさせていただきたいと考えてございます。

それでは、要回収の資料の方をご覧ください。まず認定者数373人分の名簿があります。

認定理由の欄をご覧ください。一番上から行きますと、児童扶養手当を受給と書いておりますが、認定理由のbに該当する者でございます。

長谷川課長 次に、所得審査ということでございますが、これにつきましては、dの税務調査等必要世帯ということで認定となった者でございます。個別に税務調査等を行いまして、それぞれ認定に至った皆さまでございます。

また、このたび認定に至らなかった皆さまの資料をご覧ください。

それぞれ所得審査の結果、その横に所得倍率ということで数字が書いてございます。こちらにつきましては、阿賀野市の基準といたしまして、生活保護基準の数値に1.5倍したものが限度額となっております。1.84、1.54と阿賀野市の基準の1.5倍を超えていることから、このたび認定に至らなかったということで、ご覧くださるようお願いいたします。以上でございます。

神田教育長 はい。名簿の方は要回収でございますので、気になる所がありましたら、今見ていただければと思います。

今、所得倍率1.5だったのですけれども、以前は1.3でしたでしょうか。

長谷川課長 以前の基準は1.3でした。

神田教育長 それが、昨年度から1.5に上がったのですよね。

長谷川課長 生活保護基準の改正に伴い、阿賀野市独自で引き上げております。

神田教育長 生活保護基準改正に伴い1.5に引き上げた、1.3から1.5に引き上げたということでしたね。

ただ今、説明のありました要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、ご質問等ございますでしょうか。

渡邊委員 今ほど話があった所得倍率とは別に、認定理由というのがあるのですね。所得倍率が1.5倍より上でも、他の認定理由が入っていれば、もらえるということになるのでしょうか。

長谷川課長 まず所得での基準が1つ、その他が一覧表でいうと、一番左の申請者数の下の欄にaからcまでございますが、これらが認定要件になります。所得審査はdの税務調査によって所得倍率を算定して認定するものですが、aでは国民年金・国民健康保険料の減免世帯、bでは児童扶養手当の支給を受けている世帯につきましては、それに優先して認定されるものでございます。

神田教育長 まず基本的な条件としては、所得倍率は1.5を超えてはいけません。

長谷川課長 そうです。それが上限となります。ただし、1.5以上の方でも、児童扶養手当の受給者などにつきましては、認定を受けております。

神田教育長 そうですね。認定理由で児童扶養手当を受給支給というのがあれば、所得倍率が1.5倍を上回っていても認定してもらえるとことですね。

長谷川課長 はい。

神田教育長 よろしゅうございますか。

渡邊委員 いいのだけれど、何とも言えない。所得があるのに何でと。

瀧澤委員 所得倍率が2.14でも、児童扶養手当をもらっているので認定されているわけだから。

神田教育長 不満な顔もあるのですが、基準がそのようになっております。ある程度収入があっても、ひとり親ということで児童扶養手当が支給されているので、要保護・準要保護の認定要件に当てはまるので認定するというものがございます。よろしゅうございますか。

酒井委員 否認の方の一覧表がありますが、その中の保護者名を見せていただくと、女性の名前になっている方は、もしかしてひとり親なのかなと思われそうですが、児童扶養手当の支給を受けられていないということなんでしょうか。

長谷川課長 申し訳ございません。あらためまして次回の定例会で説明させていただきたいのですが、いかがでしょうか。当然、児童扶養手当の支給要件が定められているはずですので確認いたします。先ほど認定に至らなかった皆さまのご報告もさせていただくこととなりますので。

神田教育長 保護者が男性でなければならないということではないので。女性でもいいわけでありまして、代表の名前でもいいわけでありまして、何とも言えませんが。それについては、次回報告させていただきます。

ご質問等よろしいでしょうか。
(全員なし)

それでは、ないようでございますので、次に、日程第5、議案第24号 阿賀野市視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止について、事務局お願いいたします。

清野課長 補佐 それでは、議案第24号 阿賀野市視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、阿賀野市視聴覚ライブラリー条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものでございます。

学校教育及び社会教育の教育方法の改善を図るため、学校や社会教育施設等に視聴覚機器や教材等を供給することを目的とした内容のものでございます。

視聴覚機器といたしましては、プロジェクター、スクリーン、16mm映写機、DVDプレーヤー、ビデオデッキなどでございます。教材につきましては、フィルム、ビデオテープ、DVDなどでございます。

いずれも古くなって老朽化が著しくなったものや、需要がほとんどなく、現在では学校や施設等でも整備が進んでいるため、ほとんど使用されなくなったために廃止するものです。

これにつきましては、6月議会定例会で条例の廃止が議決となりましたので、今回条例施行規則につきましても廃止するものであります。

神田教育長 条例の廃止がすでに議会で承認されております。私共も前回審議したものでありますが、その施行規則ということですので。上位の条例が廃止されておりますから、それに伴ってということでございます。よろしゅうございますでしょうか。
(全員異議なし)

神田教育長 それでは、ただ今の案件は承認されました。

次に、日程第6、議案第25号 阿賀野市就学援助要綱の一部改正について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 議案第25号 阿賀野市就学援助要綱の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定するものであります。

内容といたしましては、本年6月、国の要保護児童生徒援助費補助金等交付要綱の改正による単価改訂等に伴い、この基準単価に準拠した単価改訂と、援助費目に基本の学用教材費、インフルエンザ予防接種費相当分を追加するため、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

神田教育長 そうすると単価が変わっています。そして、インフルエンザ予防接種費相当分と、学用教材費が付いたということでございます。

後ろをずっとめくっていきますと、学用教材費等はいくらになるかというのが書いてございます。小学1年だと18,800円と金額が決められております。

学用教材費の物品については、この表の中にありますでしょうか。見たところないですね。

長谷川課長 具体的な物品は、この表にございません。

神田教育長 学用教材費は何ですかと聞いたのは、例えば1年生であったら、鍵盤ハーモニカ代ですとか、3年生だったら習字道具代が入っていますとか、そういったことをお聞きしたかったのです。

酒井委員 学年によって差が出るのは、必要な教材が変わってくるので差が出るということですか。

長谷川課長 資料の方に規則の新旧対照表が付いていますが、今添付している資料だと内容が分からないものとなっております。これから分かる資料をお持ちします。

神田教育長 今ほど酒井委員さんがおっしゃったように、金額が違うのは学年ごとに学用教材費が違っているから。詳しい物品名は、今持ってまいります。新たにインフルエンザ予防接種費相当分と学用教材費が今後支給されると。卒業アルバム代は以前から支給されていたということで、13番の学用教材費等の枠が加わったということでしょうかというところでございます。手厚くなったということでしょうかね。小学1年生はいろいろ新しいものを買わなければいけないので、一番高いですね、18,800円。その次が小学2年生と小学4年生。

それでは、来るのを待ってますと時間がかかりますので、ないようでしたら、阿賀野市就学援助要綱の一部改正について、ご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。

それでは、物品名が来たようなので。

長谷川課長

報告申し上げます。

追加された学用教材物品につきましては、小学1年生が画材セット・メロディオンで、小学2年生が書道セット・ソプラノリコーダーでございます。あと、小学4年生が彫刻刀セット・裁縫セット、中学1年生がアルトリコーダー・アクリルガッシュセット、これらが追加されております。あと、インフルエンザ予防接種相当分といたしまして、小学生が6,200円、中学生が4,100円を追加してございます。

神田教育長

よろしゅうございますでしょうか。

はい。続きまして、日程第7に移ります。議案第26号 阿賀野市小中学校ICT活用計画・達成状況を踏まえたフォローアップ計画の策定について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

議案第26号 阿賀野市小中学校ICT活用計画・達成状況を踏まえたフォローアップ計画の策定につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、阿賀野市小中学校におけるICTを活用した教育の基本的な考え方と進めるべき方向性、及び効果的な環境の整備と活用方法等の指針として、阿賀野市小中学校ICT活用計画・達成状況を踏まえたフォローアップ計画を別紙のとおり策定するものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。お手元の計画書をご覧ください。要点だけ説明させていただきます。

まず5ページをご覧ください。現在のICT整備状況、市の状況でございます。上段の方から、教育の情報化の実態に係る主な項目ということで、何点かございます。

まず市全体の数値で申し上げますと、コンピュータ1台当たりの児童生徒数でございますが、令和元年現在で1台当たり4.8人という整備状況でございました。また、普通教室の無線LAN整備率は100%、全ての教室で無線LANが整備されてございます。あとインターネットの整備率でございますが、こちらの方も100%、光回線を整備してございます。

こちらを今後どのように整備していくかということでございますが、めくっていただきまして11ページをご覧ください。通信ネットワーク環境整備計画ということで、いくつか掲載させてもらっております。下の枠の中の上段、校内LAN整備計画がございまして、先ほども申し上げましたとおり、全ての学校で校内LANが整備されておりますが、国の指針に基づきまして、今後1人1台のタブレットまたは全員が大容量の映像等の通信を使うということで、通信速度を向上させるということで、今、1ギガのものを10ギガに想定したインターネットの環境整備工事をすでに発注済みでございます。小学校で6校、中学校で4校、この工事に取り掛かってございます。

それと中ほど、下の方ですが、ICT機器の整備でございます。当初、令和2年度から令和4年度までの3年間で1人1台、全児童生徒にタブレットを1台ずつ整備する計画でございましたが、国の加速化によりまして、阿賀野市でも令和2年度中に1人1台のタブレット整備を行うことといたしました。総数といたしましては、約3千台でございます。これから発注にかかりまして、年度内に整備をしたいと考えております。

長谷川課長

また、その下のL T E等活用計画でございますが、このたびの新型コロナウイルスの影響で、学校が臨時休業となりました。長期にわたって授業ができない状況が全国的に発生しているところでございます。それに備えるということで、今、遠隔授業、遠隔学習ということが非常に注目を浴びてございます。それらに対応するために、どのご家庭でも遠隔学習が受けられるように、ご家庭でW i - f i環境がないご家庭につきましては、持ち運びができるルーター、中継通信機の貸し出しなどを行いまして対応していきたいと考えております。

また、当然機器だけを揃えればよいということにはなりません。この左側、10ページでございますが、実際にご指導いただく先生方の支援内容がこのページにあります。

まず上段でございますけれども、I C T支援員、I C Tスクールサポーターを配置していくという計画でございます。この支援員及びサポーターといいますのは、実際のI C T機器接続等の技術的な面若しくは学習に対するアドバイス、学習教材の選定又は学習の補助ということで、実際現場において先生方をフォローする皆さまでございます。こちらにつきましても国の支援がございまして、先生方をフォローできるような態勢を組んでいきたいという内容でございます。

また、最下段の方でも、先生方の技術力を上げていただくために、各種研修会等を計画いたしまして、先生方の授業に対する備えを行っているという内容で計画してございます。

ということで、まとめますと、年度内に全ての児童生徒にタブレットが届きます。それらを活用していただくため、先生方のフォローを行っていくと、それに加えて学校内のL A N環境も向上させ、学校休業になった場合、遠隔授業が行っていけるような態勢を取るということで計画づくりを行いました。

以上概要でございますが、よろしくお願いたします。

神田教育長

はい。それでは、ただ今説明のありました議案第26号 阿賀野市小中学校I C T活用計画・達成状況を踏まえたフォローアップ計画の策定について、ご質問等ございますでしょうか。

瀧澤委員

12ページなのですけれども、令和元年5月の段階で3,010人だったのが、令和2年では2,954人、56人減っているわけですね。それにもかかわらず、3,010台の台数を準備するというのは、どういうことでしょうか。

長谷川課長

児童生徒1人1台、その環境を令和2年度中に備える、それがまず第一でございます。今後、児童生徒数に動きがございしますが、それらにつきましては、学校でストックし、故障した時の予備機等として活用してまいります。まずは年度内に1人1台整備するというところでございます。

神田教育長

私の聞き及ぶところによりますと、これは国からの補助金で買うわけですね。1台のパソコンにつき4万5千円、国から出してもらえる。その基準はいつ時点かということで、昨年度の児童生徒数でもって申請をする。なので、昨年度の児童生徒数が多くとも、その数で申請をする。それで、ちょっと余分が出ますよね。その場合には、予備として扱う。いわゆる課長が言ったとおりと聞いております。

瀧澤委員

単純に56台で4万5千円というと、250万円以上の差が付くわけですね。そうすると、I C T支援員を雇った方が、かえって活用できるのではないかと思いますのですけれども。1名ということで計画されていますけれども、I C T支援員

をもう少し多くするような方にお金を回した方が、かえって子どもたちにもいいのではないかと思われるのですけれども。

長谷川課長 確かにICT支援員の方も、とても大切だと考えております。ICT支援員は、国の基準で4校に1人ということで、最終的にどこまでフォローしていけるのか。今後、年度内になっていただいて、来年度以降も維持していきたいと考えております。そのお気持ちは十分理解できますので、支援態勢につきましては、なるべく広く支援できますように配慮していきたいと考えております。

機器につきましては、国の基準と補助金等の関係もありますので、この数値で上げさせていただいて、まずは1人1台の環境を整えることを今年度実施していきたいと考えております。

瀧澤委員 ありがとうございます。

神田教育長 はい。他にございますでしょうか。ICT支援員をたくさんお願いしたいのですが、人材がなかなか見つからないというのが困ったことの1つであります。ふさわしい人は、近くになかなかいません。

瀧澤委員 ICT支援員は、何か資格を持っていないと駄目なのですか。国が認定した資格がないとなれないのですか。

長谷川課長 国の資料によりますと、資格はございません。ただ、国の想定としましては、専門的な知識が必要となりますから、IT企業のOBとか、それらを経験したことのある方とか、そういう想定で私共は支援態勢を組むようにという通知はもらってございます。

ただし、教育長がおっしゃいましたとおり、そういう人材が果たしてどれだけいらっしゃるのか。国としても、フォローするという情報もありますので、例えば近くにいると推薦していただけるのか、情報がもらえるのか、その辺りの国の情報等も注視しながら、今後必要な人員を選定していきたいと考えております。

神田教育長 よろしゅうございますか。

瀧澤委員 はい。

神田教育長 それでは、他にございませんでしょうか。
(全員なし)

ないようでございますので、阿賀野市小中学校ICT活用計画・達成状況を踏まえたフォローアップ計画の策定について、ご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。

次に、日程第8、その他をお願いいたします。

最初に、今後の日程について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 学校教育課の業務について、資料に基づき説明。

長谷川課長

- ICT活用操作研修会
6月29日(月)／笹神中学校
- 市内自殺対策会議
7月8日(水)／市役所
- 第1回下越地区人権・同和問題行政担当課連絡会
7月10日(金)／新発田市隣保館
- 障害者自立支援協議会とぎれない支援部会
7月13日(月)／水原総合体育館
- 教育委員学校訪問
7月14日(火)／堀越小学校、分田小学校、安野小学校
- 第1回地域公共交通協議会・第1回地域公共交通会議
7月16日(木)／水原公民館
- 障害者自立支援協議会医療的ケア児童等支援連絡会議
7月17日(金)／市役所
- 第1回総合教育会議
7月29日(水)／市役所

次回定例会の日程を調整。

- 第7回教育委員会定例会
7月29日(水)午後1時30分から／市役所 1階 第2多目的ホール

清野
課長補佐

生涯学習課の業務について、資料に基づき説明。

- 社会教育委員・公民館審議会委員会議
6月25日(木)／笹神支所
- 山手学級・さわやか女性セミナー開講式
6月25日(木)／安田交流センター
- 社会厚生常任委員会
7月30日(木)／市役所
- 令和元年度決算審査
7月30日(木)／市役所

神田教育長

はい。両課の今後の日程について、説明が終わりましたが、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

それでは、ないようでございますので、事務連絡等について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

ございません。

神田教育長

それでは、ないようでしたら、令和2年第6回阿賀野市教育委員会定例会を終了することといたします。

大変お疲れ様でした。

閉会を宣言した時刻 午後4時16分

以上、会議の要旨を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

阿 賀 野 市 教 育 長

会 議 録 署 名 委 員
